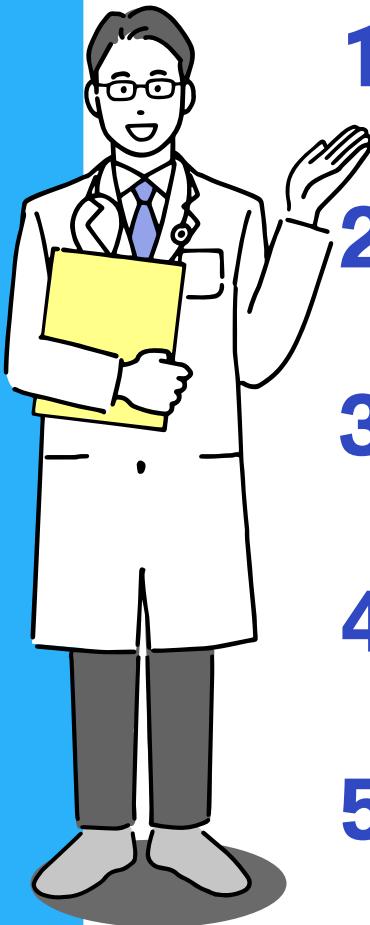


「医師の働き方改革」 法制化に伴うお願い

医療者の過剰な労働を減らし、患者さんに良質な医療を提供するため、法令により、令和6年4月から医師の時間外勤務が制限されます。

県内の医療機関では、多くの医師が、患者さんの命と健康を守るために日夜働いており、他の職種と比べ、労働時間が長くなっています。地域医療を守り、医師の負担を軽減するには患者さんのご協力が欠かせません。



1. 症状が軽い場合は、まず、かかりつけ医(近隣の開業医等)の受診をお願いします。
2. 緊急性がない場合は、なるべく平日の一般外来の受診をお願いします。
3. 病状説明などは、平日の診療時間内での実施にご理解、ご協力をお願いします。
4. 症状が安定した患者さんはかかりつけ医への紹介にご理解、ご協力をお願いします。
5. 時間外や休日は、主治医ではない医師が対応させていただくことがありますので、ご理解をお願いします。

患者さん、ご家族にはご不便をおかけいたしますが、医師の健康を確保し、医療の質を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて
県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議
(事務局:岩手県医師支援推進室、医療政策室)